

Memoirs of  
THE FACULTY OF  
BIOLOGY-ORIENTED SCIENCE  
AND TECHNOLOGY OF  
KINKI UNIVERSITY

近畿大学 生物理工学部 紀要 ● September 2014 No. 34

Dean : Prof. Yoshihiko Hosoi

Editorial Board :

Chairman Prof. Takashi Mochio

Prof. Tsuneo Kato

Prof. Kazuya Matsumoto

Prof. So Takebe

Prof. Toshihide Kuriyama

Prof. Kazuyuki Kato

Prof. Tsutomu Furuzono

Managing Editor : Masahiro Miyachi

The Faculty of Biology-Oriented Science and Technology, Kinki University  
930 Nishimitani, Kinokawa, Wakayama, Japan 649-6493

## CONTENTS

### *Reviews*

- クラミジアの持続感染と宿主アポトーシス制御、そして多様な慢性感染症  
東 慶直 ..... 1

### *Original Papers*

- 酵母を用いた微生物燃料電池における発電力向上の試み  
江邊正平, 大池達矢, 岡南政宏, 阿野貴司 ..... 15
- 数種果実の微生物汚染源としての農業用水と農薬溶液の影響  
北田康祐, 河本敬子, 阿野貴司, 泉 秀実 ..... 27
- 網膜神経系数理モデルを対象にした大規模シミュレーションの並列計算手法  
西野 誠, 小濱 剛, 吉田 久 ..... 35
- 「例外状態」の政治的構成とその経路依存性  
— 「政治改革」および「政治主導」の帰結 —  
新田和宏 ..... 47

## 近畿大学生物理工学部紀要投稿規程

### (総 則)

第1条 近畿大学生物理工学部（以下「本学部」）は、生物理工学部および生物理工学研究科の教育研究活動に携わる者の研究成果（以下「論文」）を公開する学術誌として、近畿大学生物理工学部紀要（以下「紀要」）を発行するものとする。

### (投稿資格者)

第2条 生物理工学部（以下「本学部」という）紀要の投稿有資格者（論文の筆頭著者）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学部の専任教員、職員
- (2) 本学部の学生
- (3) 本学部の研究員
- (4) 本学部の専任教員の推薦を受けた同学部の非常勤教員
- (5) 編集委員会で投稿が認められた者

### (投稿内容)

第3条 投稿内容はいずれもオリジナルであることを条件に次のとおりとする。

- (1) 研究論文
- (2) 研究ノート
- (3) レビュー
- (4) 論説
- (5) 調査報告

### (著者等)

第4条 原論文が共著の場合、他に本学部以外の者を含んでもよい。

### (刊 行)

第5条 紀要の刊行は、原則として年2回とする。

### (投稿申込)

第6条 投稿しようとする者は、期日までに編集委員会に申し込むものとする。

2. 前項の申し込み者は、原稿締切日までに原稿を編集委員に提出する。

### (論文の受理日)

第7条 論文原稿の提出日を論文受理日とする。

### (原稿の作成)

第8条 原稿の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 原稿のスタイルは「紀要執筆要領」に従う。
- (2) 提出論文は、和文でも英文でもよい。いずれにも表題、著者名および和文には英文抄録を、英文には和文抄録をつけるものとする。
- (3) 掲載論文は、原則として刷り上り16ページ以内とする。
- (4) 原稿は印刷したものを2部提出し、査読の結果採択されたものについては、正原稿を電子媒体の形式で作成し、印刷原稿1部を添付して提出する。

(審 査)

第9条 投稿された論文の審査は「紀要原稿審査要領」に従うものとする。

(校 正)

第10条 掲載論文の校正は速やかに行うこととし、内容および図などの変更、追加は原則として認めない。

2. 印刷業者との連絡を必要とする場合は、編集委員会を通じて行うものとする。

(別刷り)

第11条 別刷りは、論文ごとに50部を無料配布とし、増刷分の費用は著者負担とする。

2. 希望増刷部数は、編集委員会に申し込むものとする。

(著作権)

第12条 投稿された論文の著作権は、近畿大学に帰属するものとする。

2. 掲載論文等は近畿大学学術情報リポジトリに別途収録されるため、当該論文等に第三者の著作物（図版、図表等）が含まれる場合は、著者がその著作権に係る処理を行うものとする。

(論文等の公開)

第13条 投稿者は、掲載論文等が印刷物若しくはインターネット上の電子媒体として、公表されることを原則として承諾するものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は編集委員会において行うものとする。

(附 則)

この規程は、平成11年9月21日より施行する。

この改正規程は、平成22年12月2日より施行する。

この改正規程は、平成24年7月31日より施行する。